

# 第 4 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(千葉北部森林計画区)

計 画 期 間      自   平成 25 年 4 月 1 日  
                  至   平成 30 年 3 月 31 日

関 東 森 林 管 理 局



## はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林（もり）」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進に重点を置いたものに転換し、民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進している。また、一般会計繰入を前提とした会計制度の下で、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

森林は、水源の涵養<sup>かんよう</sup>、森林とのふれあいや環境教育の場、林産物の産出など様々な働きをしている中で、国有林野に対しては、特に、災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全の働きに高い期待が寄せられており、公益重視の管理経営の一層の推進が求められている。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中で、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを背景に、国有林野事業については、国有林野と民有林野の一体的な整備及び保全を図る仕組みの創設、特別会計を廃止し一般会計において実施、債務については国民負担とせず林産物収入等をもって返済するなどの所要の法律改正が平成 24 年 6 月に行われたところである。

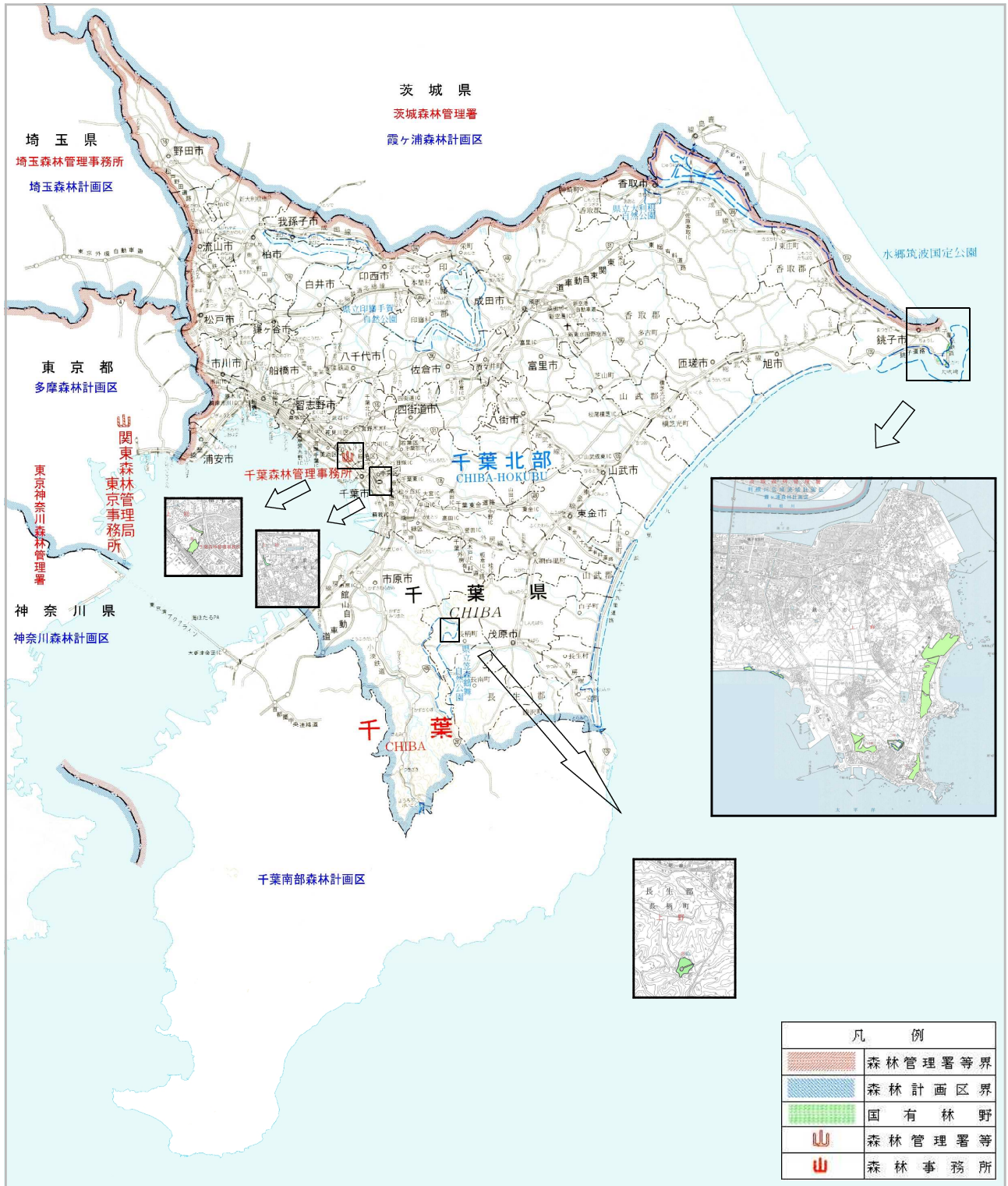
この法律改正を踏まえ、今後は、国有林野の機能類型をあらためて5タイプに区分した上で、公益林として管理経営することとし、木材等生産機能については、タイプに応じた適切な施業で得られる木材を計画的に供給することで発揮していくこととする。

本計画は、これらのことを踏まえるとともに、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即すとともに、森林法第7条の2の規定に基づきたてられた国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の千葉北部森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を関東森林管理局長が定めるものである。

今後、千葉北部森林計画区における国有林野の管理経営はこの計画に基づき、関係行政機関や関係地方自治体等との連携を図りつつ、地域住民や国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。



# 千葉北部森林計画区の国有林野位置図





## 目 次

I	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1	国有林野の管理経営の基本方針	1
(1)	森林計画区の概況	1
(2)	国有林野の管理経営の現況及び評価	1
ア	計画区内の国有林野の現況	1
イ	主要施策に関する評価	4
①	伐採量	4
(3)	持続可能な森林経営の実施方向	4
ア	生物多様性の保全	4
イ	森林生態系の健全性と活力の維持	4
ウ	地球的炭素循環への森林の寄与の維持	5
エ	社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	5
オ	森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	5
(4)	政策課題への対応	6
2	機能類型に応じた管理経営に関する事項	6
(1)	機能類型毎の管理経営の方向	6
ア	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項	8
①	土砂流出・崩壊防備エリア	8
②	気象害防備エリア	8
(2)	地域ごとの機能類型の方向	9
3	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	9
ア	民有林と連携した施業の推進	9
イ	その他	9
4	主要事業の実施に関する事項	9
(1)	伐採総量	10
(2)	更新総量	10
(3)	保育総量	10
(4)	林道等の開設及び改良の総量	10
II	国有林野の維持及び保存に関する事項	11
1	巡視に関する事項	11
(1)	山火事防止等の森林保全管理	11
(2)	境界の保全管理	11
(3)	入林マナーの普及・啓発	11
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	11
3	特に保護を図るべき森林に関する事項	11
(1)	保護林	11
(2)	緑の回廊	11
4	その他必要な事項	12

Ⅲ	林産物の供給に関する事項	12
1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	12
2	その他必要な事項	12
Ⅳ	国有林野の活用に関する事項	12
1	国有林野の活用の推進方針	12
(1)	レクリエーションの森	12
2	国有林野の活用の具体的手法	12
3	その他必要な事項	13
Ⅴ	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	13
Ⅵ	国民の参加による森林の整備に関する事項	13
1	国民参加の森林に関する事項	13
2	分収林に関する事項	13
3	その他必要な事項	13
(1)	森林環境教育の推進	13
(2)	森林の整備・保全等への国民参加	13
Ⅶ	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	14
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	14
(1)	林業技術の開発	14
(2)	林業技術の指導・普及	14
2	地域の振興に関する事項	14
3	その他必要な事項	14
	森林の管理経営に関する指針	別冊



# I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

## 1 国有林野の管理経営の基本方針

### (1) 森林計画区の概況

本計画の対象は、千葉県の北部に位置する千葉北部森林計画区<sup>\*</sup>内の国有林野45haであり、当森林計画区の森林面積の0.07%と僅少である。

林況<sup>\*</sup>は、クロマツを中心とした人工林とタブノキ等の広葉樹やクロマツの天然林で構成されている。

当計画区は、千葉県北部一帯を占める広大な下総台地<sup>しもうさ</sup>と海岸平野である九十九里平野からなり、下総台地の中央部から北部は平野を成しているが、南部の房総半島中央部は小さな起伏に富んだ複雑な地形を呈している。

国有林野は、主に銚子市犬吠埼の一帯に位置し、そのほとんどが海岸防災林であり、88%が防風及び潮害防備保安林<sup>\*</sup>に指定されている。この海岸防災林は、背後に広がる住宅や農地を強風や潮害などから守るため、重要な役割を担っていると同時に、君ヶ浜沿いのクロマツ林は、保健保安林、水郷筑波国定公園、犬吠埼風致地区に指定されており、林内に整備された遊歩道は、地元市民を中心に利用されている。

また、銚子市の利根川河口部から長崎鼻までの沿岸部及び国有林野を含む周辺の森林は、渡り鳥の集団渡来地を保護するため、銚子鳥獣保護区に指定されており、貴重な自然環境を維持することが求められている。

### (2) 国有林野の管理経営の現況及び評価

#### ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況(平成24年3月31日時点)は、人工林を中心とする育成林が23%(9.5ha(育成単層林<sup>\*</sup>6.0ha、育成複層林<sup>\*</sup>3.6ha))、天然生林<sup>\*</sup>が77%(32.3ha)となっている。(図-1-1、図-1-2参照)

<sup>\*</sup>【千葉北部森林計画区】

全国では158の森林計画区があり、千葉県では、千葉北部、千葉南部の2森林計画区に区画されています。

<sup>\*</sup>【林況】

樹種、樹高、下層植生(森林の下層に生育している低木や草本類)の状況など、現在の森林の様子。

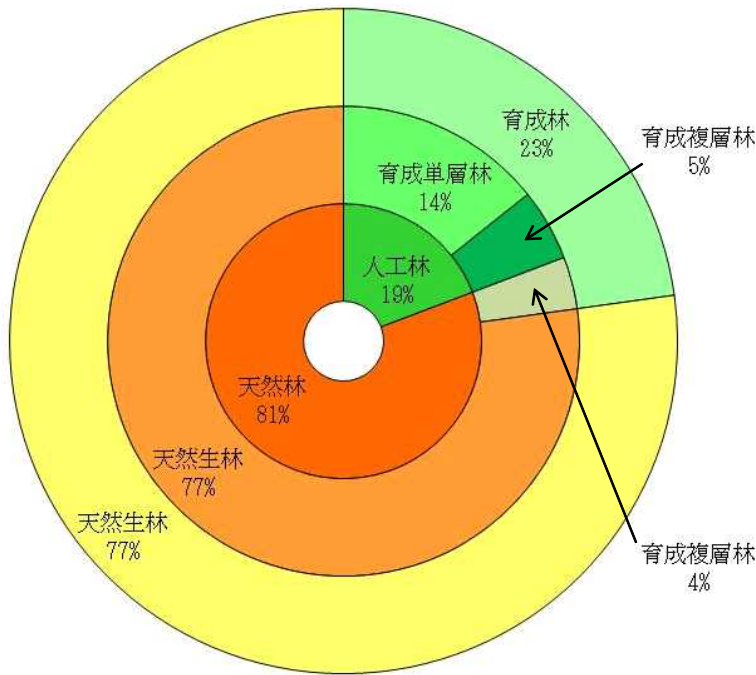
<sup>\*</sup>【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

<sup>\*</sup>【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為(植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業)により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)が行われている森林。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）



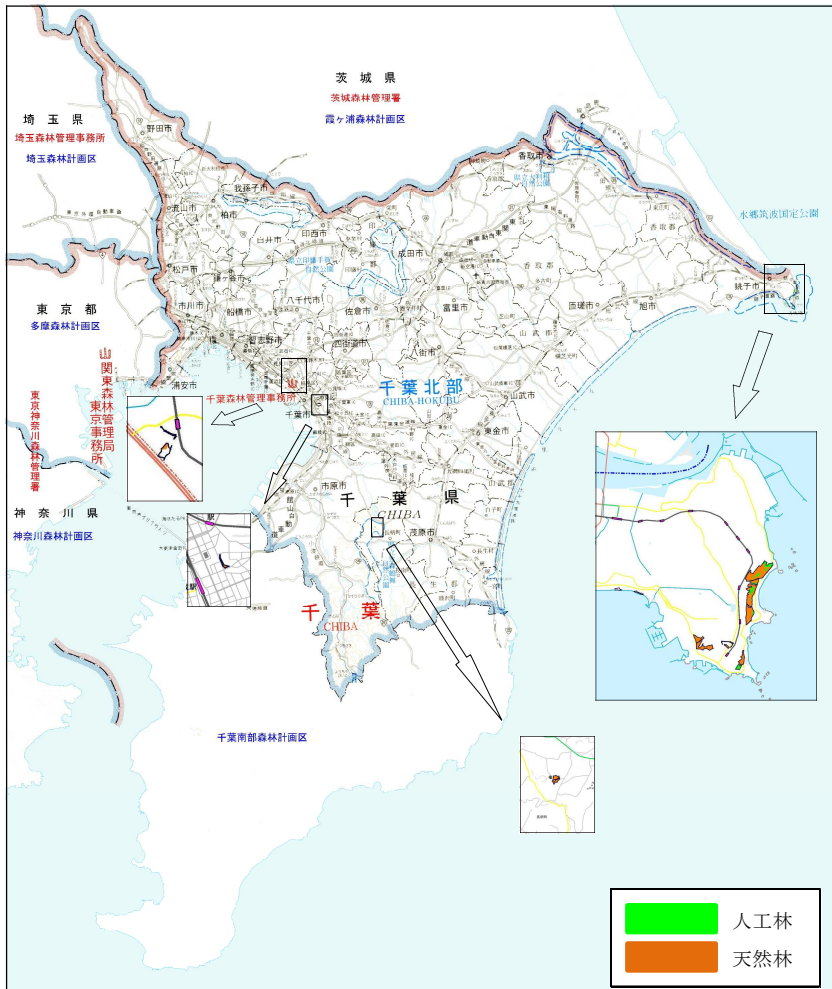
※【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

※【天然生林】

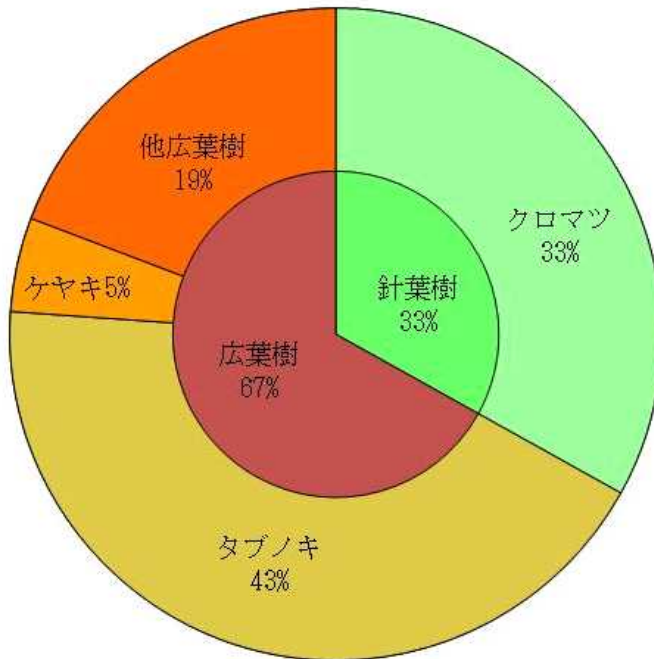
主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

図-1-2 人工林、天然林の分布状況



主な樹種別の材積をみると、針葉樹ではクロマツ 1.6 千 $m^3$ 、  
 広葉樹ではタブノキ 2.1 千 $m^3$ 、ケヤキ 0.2 千 $m^3$ となっている。  
 (図－2 参照)

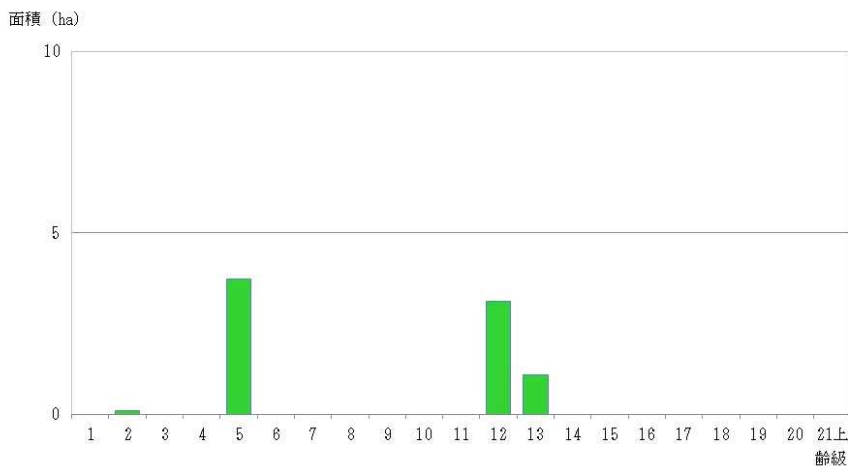
図－2 主な樹種構成 (材積比)



人工林について見ると、齢級構成は、1 齢級から 4 齢級の  
 若齢林分が 1 %、間伐適期である 5 齢級から 8 齢級が 47 %、9  
 齢級以上の林分が 52 %となっている。(図－3 参照)

なお、人工林の 86 %が海岸防災林としてのクロマツ林である。

図－3 人工林の齢級\*構成



\*【齢級】

林齢(森林の年齢)を  
 5 年の幅でくくったも  
 の。

1 齢級は 1～5 年生、  
 2 齢級は 6～10 年生、  
 10 齢級は 46～50 年生  
 の森林などとなります。

## イ 主要施策に関する評価

前計画の平成20年度～平成24年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。(平成24年度は、実行予定を計上した。)

### ① 伐採量

主伐\*の伐採量は、松くい虫被害対策として臨時伐採を見込み計画したものであり、実績は被害木の間伐\*による臨時伐採となった。

(単位：材積m<sup>3</sup>)

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	250	—	—	168

### (3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分\*に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林への指導やサポートを通じて森林・林業の再生に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス\*に属しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準(54指標)が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は、次のとおりである。

## ア 生物多様性\*の保全

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、衛生伐\*の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 鳥獣保護区等に配慮した松くい虫被害対策

## イ 森林生態系\*の健全性と活力の維持

(取組内容)

\*【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内(人工林は40%以内)で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

\*【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

\*【機能類型区分】

P6 以降具体的に説明

\*【モントリオール・プロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

\*【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性(種多様性)、及び生態系の多様性(生態系多様性)を含むものである」と記されています。

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 松くい虫被害対策
- ・ 山火事を防止するための巡視

## ウ 地球の炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積・向上を図る。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 保安林の適切な保全・管理

## エ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア団体、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 森林環境教育の推進

## オ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～エに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進める。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」<sup>\*</sup>の設置や計画策定に当たって地域住民等から意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP<sup>\*</sup>等の充実による情報発信

### <sup>\*</sup>【衛生伐】

被害木を伐倒、枝払い、玉切り、運搬し、破碎処理して、産卵や幼虫等を殺し成虫の発生を防止し、松くい虫のまん延を防止するものです。

### <sup>\*</sup>【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

### <sup>\*</sup>【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

### <sup>\*</sup>【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

#### (4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全等、地域から求められるいる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	【地域保全】 ・ 海岸防災林に病虫害が発生した際の適切な被害対策。
共 生	【ふれあい】 ・ 学校等と連携した森林環境教育の推進。
地球温暖化 防 止	天然生林* 32ha のうち 9 割にあたる 29ha を保安林として保全。

\*【本項に係る天然生林】  
左記の天然生林は、P2で説明した天然生林に加え、岩石地や草生地など、林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

## 2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

### (1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進等の面で多様化していることを踏まえ、地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、当計画区の国有林野を国土の保全や気象害の防備を重視する「山地災害防止タイプ」に区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表-1のとおりである。

表－ 1

機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位：面積 ha)

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林</li> </ul>	—
	気象害防備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林</li> <li>・ 快適環境形成機能維持増進森林</li> </ul>	41
機能類型区分設定外			4
合 計			45

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称
山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	土地に関する災害防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

## ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプにおいては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害\*による環境の悪化の防備機能の維持増進に努めることとし、次のとおり土砂流出・崩壊防備エリア及び気象害防備エリアに区分して取り扱うこととする。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

\*【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

### ① 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものであるが、当計画区に該当する国有林野はない。

### ② 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

山地災害防止タイプの面積 (単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ		
	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面 積	41	-	41



## (2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区の国有林野は、千葉市、銚子市、長柄町に所在し、大半が銚子市の海岸林である。

銚子市の国有林野は、その多くが潮害防備保安林に指定されており、残りも海岸沿いにあるため、山地災害防止タイプ（気象害防備）に区分し、潮害防備機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

千葉市の国有林野は、防風保安林に指定されていることから、山地災害タイプ（気象害防備）に区分し、防風機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、千葉市宮崎町と長柄町の国有林野は不要存置林野<sup>※</sup>であり、機能類型を設定していない。

## 3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、県、市町村等と連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に取り組むこととする。

### ア 民有林と連携した施業の推進

当計画区の海岸に位置する国有林野は、背後に広がる住宅や農地等を飛砂、潮害等から守るとともに、渡り鳥の渡来地であることなど大切な役割を果たしていることから、市町村等と連携して松くい虫被害対策を行う。

### イ その他

市町村等と連携して、ゴミの不法投棄の防止活動を行う。

## 4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採は、松くい虫被害対策として行うものを見込み、臨時伐採として扱うこととし、その計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

<sup>※</sup>【要存置林野・不要存置林野】

国有林野のうち国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した企業用財産を要存置林野といいます。それに対し、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、普通財産となっているものを不要存置林野といいます。

国有林野管理経営規程第3条で、国有林野の要存置林野は、機能類型区分することとなります。

(1) 伐採総量\*

(単位：m<sup>3</sup>)

区分	主伐	間伐	計
計	—	(—)	250 《250》

- 注) 1 ( )は、間伐面積(ha)  
2 計欄の《 》は、臨時伐採量\*で内書き  
3 計は、主伐、間伐及び臨時伐採量の合計

(2) 更新総量\*

該当なし

(3) 保育総量

該当なし

(4) 林道等の開設及び改良の総量

該当なし

\*【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

\*【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

\*【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

## II 国有林野の維持及び保存に関する事項

### 1 巡視に関する事項

#### (1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区の国有林野には、年間を通じて入り込み者があることから、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、山火事の防止、廃棄物等の不法投棄の防止、貴重な動植物の保護等森林の保全管理に努めることとする。

#### (2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、人里に近い境界がほとんどであるため、主に人為的活動から境界が適切に保全されているか巡視し、今後とも境界の保全管理を適切に実施することとする。

#### (3) 入林マナーの普及・啓発

近年、国有林野への入林者は、森林散策等、森林との積極的なふれあい志向を背景として増加傾向にあり、それに伴い、ゴミの投げ捨て等が問題となっている。また、近年、廃棄物の不法投棄が行われているため、これらの早期発見や未然防止が必要である。このため、地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

### 2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項

森林病虫害の被害に対しては、早期発見に努めるとともに、民有林関係者と連携を図りつつ、まん延を防止するため適切な対応を図ることとする。

なお、松くい虫による被害対策については、鳥獣保護区等に配慮して適切に行うこととする。

### 3 特に保護を図るべき森林に関する事項

#### (1) 保護林

該当なし。

#### (2) 緑の回廊

該当なし。

#### 4 その他必要な事項

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア団体、NPO 法人等とも連携を図りながら行うこととする。

また、銚子市の君ヶ浜一帯は渡り鳥の集団飛来地であり、銚子鳥獣保護区として指定されていることから、海岸防災林機能の維持・向上に加え生物多様性の保全にも配慮することとする。

### III 林産物の供給に関する事項

#### 1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

特になし

#### 2 その他必要な事項

特になし

### IV 国有林野の活用に関する事項

#### 1 国有林野の活用の推進方針

当計画区の銚子市君ヶ浜沿いのクロマツ海岸林等は、保健保安林、水郷筑波国定公園、犬吠埼風致地区に指定されており、適切な保全・管理を行う必要がある一方、平坦地では入林しやすいことから、これら森林資源を活用し、教育文化、保健休養など、国有林野の多様な利用に応じることとする。

また、住民の福祉の向上に資するため、道路、水道施設、電気事業施設等公共、公益事業に対して適切に応えることとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、自然環境の保全など公益的機能との調和を図ることとする。

##### (1) レクリエーションの森

該当なし

#### 2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

(1) 建物、水路等一貸付・売払等

(2) 公園、道路、電気事業施設等公共用、地域産業の振興一貸付、売払等

(3) レクリエーション利用－使用許可等

### 3 その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売却情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と需要の掘り起こしに努めることとする。

## V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

該当なし

## VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

### 1 国民参加の森林に関する事項

該当なし

### 2 分収林<sup>\*</sup>に関する事項

該当なし

### 3 その他必要な事項

#### (1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア団体、NPO 法人、地域の森林所有者や森林組合等の私有林関係者等、多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理事務所主催による児童、生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

#### (2) 森林の整備・保全等への国民参加

<sup>\*</sup>【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

NPO 法人等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

## **VII その他国有林野の管理経営に関し必要な事項**

### **1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項**

#### **(1) 林業技術の開発**

特になし

#### **(2) 林業技術の指導・普及**

林業技術の指導・普及と併せて、森林管理事務所において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

### **2 地域の振興に関する事項**

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート等、国有林野の諸活動を通じて、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

### **3 その他必要な事項**

特になし